平成２７年（フ）第２６９号
奈良県桜井市大字辻67番地　４－508
債務者　山林宏一郎
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４３７号
広島県東広島市西条町田口2759番地５
債務者　越智　小織（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２５号
広島県廿日市市下平良１丁目14番26号
債務者　田口　輝道
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５号
山口県下関市一の宮町２丁目15番３－206号
藤ハイツＮＯ．１
債務者　村上　直美（旧姓國本）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
福岡県飯塚市綱分834番地３　ウエストウィングＡ棟203号　（前住所　福岡県飯塚市立岩1077番地114）
債務者　村山　利寿
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第４４７号
熊本市北区植木町滴水1048番地11
債務者　福田　康博
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４８号
熊本市北区植木町滴水1048番地11
債務者　福田　順子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2297番地
債務者　冨満　智美
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市中郷５丁目212番地
債務者　花田　伸子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
北海道小樽市最上１丁目10番２号　末広ハイツ、前住所北海道小樽市最上１丁目21番３号
債務者　北島　洋子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４０号
福島県白河市立石155番地１　シティハウス202号室
債務者　添田　智美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
三重県鈴鹿市野町中２丁目21番14号　トウーンタウンミッキー101号
債務者　清田　佳代
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０５号
三重県桑名市大字下深谷部4118番地　佐藤アパート　４号室
債務者　本田　晴男
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
三重県四日市市久保田１丁目１番30－402号ダイアパレス四日市久保田、前住所三重県いなべ市大安町梅戸2327番地10
債務者　鈴木みよ子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
三重県四日市市桜町6599番地８
債務者　藤本　祐貴
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
三重県四日市市別名４丁目19番16号　リースホーム別名Ⅱ－Ｃ、前住所大分県大分市大字横尾3261番地
債務者　土谷　梨絵
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地７－302、前住所三重県三重郡菰野町初若の郷20番地２
債務者　宇井　　崇
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係